

「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の
実施に関するガイドライン」案に対するコメント（仮訳）

I. 総論

1. 締約国に意見提出の機会があることを評価したい。他方、「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（以下、「選択議定書」という。）の実施の指針のために策定するとの目的に鑑みれば，締約国との協議は丁寧に行うべきであった。ガイドラインの策定過程において，締約国とは何ら協議がなされないまま，他のステークホルダーとは協議を行う一方，締約国に対しては，一般の意見募集と同様の形式で期限及び上限を定めた上で意見を求めたことに懸念を表明する。この点を指摘した上で，以下の意見を提出するところ，児童の権利委員会においては，十分に考慮していただきたい。

2. 我が国は，ガイドラインは，選択議定書の解釈についての児童の権利委員会の見解であり，選択議定書の規定を変更又は修正するものではなく，締約国に対して法的拘束力を有するものではないと理解している。また，このようなガイドラインが他の条約等によって規律されている分野及び事項に言及する際には，慎重な検討が必要であると考ええる。これらを踏まえ，児童の権利委員会は，ガイドラインの作成に際しては，児童の権利条約及び選択議定書の範囲内で，付加価値を生み出すことが重要と考える。

3. 上記2の考えの下，パラグラフ13を次のように変更することを提案する。

（パラ13，第2文）

These Guidelines therefore, while not including any content that would override the OPSC provisions, provide a referential interpretation of the provisions aimed to enable their effective implementation and to ensure that it remains an instrument that enhance the protection of children from sale and sexual exploitation, whether facilitated by ICTs or not.

4. また，我が国は，ガイドラインが作成されたプロセスについて，児童の権利委員会に確認を求めたい。パラグラフ10には，ガイドラインは「関係するステークホルダーとの多岐にわたる意見交換のプロセスの成果（the result of a process of extensive consultations with relevant stakeholders）」と記載されているが，ガイドラインの作成の過程における意見交換のプロセスの詳細については，明らかにされていない。透明性は全てのステークホルダーにとって重要であるところ，プロセスにおいて，どのようなインプットがなされたのか明らかにしていただきたい。

5. なお、我が国の意見は網羅的なものではなく、我が国が意見していない部分についての締約国の義務に関する委員会の見解に必ずしも同意するものではない。

II. 個別のパラグラフに対する意見

6. (パラ 1 6) 第 2 文及び第 4 文について、本パラグラフの未遂罪及び法人責任に関する記載について、それぞれ選択議定書第 3 条 2 及び 4 に従って、「subject to the provisions of a State party' s national law」を追記することを提案する。

7. (パラ 1 8) 被害児童を被害に係る行為と関係のない罪で検挙する場合もあり得ることから、第 1 文から「in any way」を削除することを提案する。

8. (パラ 2 1) 児童が被害者となった刑事事件の過程で得られた情報は、児童のプライバシーに関し秘匿性の高い情報を含むところ、第 3 文に「to the extent appropriate and possible」を追記することを提案する。

9. (パラ 4 1) 警察、弁護士、検察官又は司法担当者に対する研修は、各職種において、研修内容が異なることから、「in an appropriate and possible manner」を文末に追記することを提案する。

10. (パラ 4 3) インターネット上の児童ポルノは児童の権利を著しく侵害するものであることからブロッキングを行うこととしているが、その実施に際しては、インターネット利用に関する通信の秘密や表現の自由につき十分に配慮することが必要である。したがって、パラグラフ 4 3 の最終文に次のように追記することを提案する。

The Committee therefore urges States parties to ensure that internet service providers control, block and, ultimately, remove such content as soon as possible as part of their prevention policies, with due consideration for secrecy of communications and freedom of expression.

11. (パラ 4 6) 選択議定書第 3 条 2 に従って、「subject to the provisions of a State party' s national law」を文末に追記することを提案する。

12. (パラ 4 7) 最終文について、誤解を生まないために、「other than the adoption of a child that is authorized by competent authorities」を追記することを提案する。

13. (パラ 5 4, 8 0 及び 8 3) 法的拘束力のないガイドラインの性質に鑑み、“shall”を

“should”に置き換えることを提案する。これらの文脈において、“shall”を使用することは、児童の権利条約又は選択議定書の条文とも一致しない。

14. (パラ6 1) 表現の自由に対する制約は最小限でなければならず、児童ポルノの範囲については極めて慎重に検討しなければならない。この点、「pornography」は、従来から視覚により認識可能な物を指すところ、音声媒体や文章まで含むかどうかは、今後慎重に検討されるべきである。ついては、第3文から「audio representations」と「written materials in print or online」を削除することを提案する。
15. (パラ6 1) また、同様の理由から、被害者となる児童が実在しない場合にまで刑罰を科すべきかどうかは今後慎重に検討されなければならない。ついては、第3文に「as far as it represents an existing child」を追記することを提案する。
16. (パラ6 2) 同様の理由から、第2文「and including when such material represents realistic representations of non-existing children」を削除することを提案する。
17. (パラ6 3) 同様の理由から、第1文に「as far as it represents an existing child」を追記することを提案する。
18. (パラ6 4) 同様の理由から、第1文に「as far as it represents those of an existing child」を追記することを提案する。
19. (パラ6 6) 我が国は、本パラグラフにおける委員会の勧告は、既存の法令上の文言を変更すべきという意味ではないと解釈する。
20. (パラ6 9) 広告の制限は、表現の自由に対する制約であるから、その範囲は極めて慎重に検討されるべきである。また、特定の広告に関する罰則制定については選択議定書に規定されていないことから、本パラグラフの削除を提案する。
21. (パラ7 0) いかなる若年児童による性的な自画撮り画像も、虐待又は強制的な関係の結果として作成されたものであるとすることは合理的な推定を超えるものであると理解する。
22. (パラ7 3) 罪を犯した児童のうち、他の児童の性的画像等をばらまいた児童のみ優遇するのは相当でないから、本パラグラフの削除を提案する。

23. (パラ 7 8) 選択議定書第 7 条は、パラグラフ 7 8 記載の各措置を「自国の法の規定に従って」実施することを義務付けており、第 1 文及び第 2 文に「subject to the provisions of a State party's national law」の挿入を提案する。
24. (パラ 8 6) 第 1 文について、選択議定書第 4 条 2 は、域外管轄権を設定するか否かを締約国に委ねているから、「should」を「may」に変更すべきである。また、第 4 文について、「where appropriate in the domestic legal system of the State」の追記を提案する。
25. (パラ 8 7) 自国民でない被害者が自国に住居を置いている場合の域外管轄権の設定について、選択議定書には規定されていないことから、第 1 文について、「the Committee encourages the States parties」を「the States parties may」に変更することを提案する。
26. (パラ 8 8) 双罰性は、各国において、捜査共助の要件として一般的に認められているものである上、選択議定書には規定されていない双罰性の放棄を要求するのは相当でないから、本パラグラフの削除を提案する。
27. (パラ 8 9) 第 2 文について、選択議定書第 4 条 2 は、域外管轄権を設定するか否かを締約国に委ねているから、本パラグラフは削除すべきである。
28. (パラ 9 2) 第 1 文について、普遍的管轄権の設定は各国の法制度に大きく依存するため、「the Committee encourages States parties to」を「the States parties may」に変更し、「as appropriate in their legal system」を追記することを提案する。
29. (パラ 9 7) 最終文について、被害児童の意見は検察官の決定を拘束しないことに鑑み、「while respecting public prosecutors' authority」を追記することを提案する。
30. (パラ 9 9) 第 2 文について、証拠法の内容は各国の法制度や公判の実情を踏まえた上で個別に決定されるべきであるから、「The Committee strongly encourages States parties to make」を「The States parties may consider making」に変更することを提案する。
31. (パラ 1 0 1) 第 1 文について、公訴時効の有無及び期間等については、各国の法制度の根幹に関わる事項であるから、「The Committee recommends States parties to avoid」を「States parties may consider avoiding」に変更することを提案する。

32. (パラ101) 第2文について、上記と同様の理由から、「the Committee urges States to adjust」を「States may consider adjusting」に変更することを提案する。
33. (パラ103) 第1文について、選択議定書第8条1(d)は、適当な支援サービスの提供義務を規定しているのみであるから、「legal counselling」は削除すべきである。また、適当な支援の内容は、各国の実情に応じて決定されるべきであるから、第2文の「This includes」を「This may include」に変更することを提案する。
34. (パラ104) 第3文について、児童の性的搾取や性的虐待の事案について、優先的な取扱いをするか否かは、個別事案の内容や他の事件を踏まえて決定されるべきであるところ、「should be expedited」の後に、「to the extent possible」を追記することを提案する。
35. (パラ112) 第1文について、マネー・ロンダリング法を改正することによる没収財産の利用は、選択議定書には規定がないことから、「and amend money laundering laws to allow victims to be paid from forfeited property」は削除すべきである。

III. 選択議定書の文脈におけるベストプラクティス

36. (パラ29) 特に、選択議定書の普及・啓発については、様々なレベルで、多様なステークホルダーと協力することが重要だと考える。この点について、日本においては、次のような取組が行われている。
37. 警察庁は、ECPAT 及び日本ユニセフと協力して、児童に対する性的搾取が重大な犯罪行為であり、児童の権利の著しい侵害であることを広報啓発するためのポスターを作成し、カラオケボックス、ホテル業界等の関係事業者とともに、これらの店舗等に掲示している。また、警察庁は、国際的なNGO、国連児童の権利委員会委員、各国の法執行機関、インターネット事業者、高等学校生徒が参加する「子供の性被害防止セミナー」を開催し、被害の状況やその対策の取組について周知している。
38. 性に関する指導は学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて実施している。
39. (パラ31(a)) 教員に対する研修は、「adequate training」を実現するために、レベルと目的に応じて行うことが重要であると考えられる。この点について、日本においては、

児童生徒の現代的な健康課題に関して、教職員を対象とした多様な研修を実施している。また、性的虐待を含む児童虐待の学校等における早期発見・早期対応のための取組の周知徹底を図っている。

40. (パラ 3 1 (c)) 新しい技術に関連する児童の性的搾取等の事案に適切に対処することは重要であると考え。日本においては、例えば警察庁では、児童の性的搾取に関する捜査を担当する警察官に対して、児童の特性等に配慮した聴取技法の実習、国連児童の権利委員会委員、NGO、インターネット事業者等の取組に関する講義を実施している。
41. (パラ 4 1) 情報技術の発展に伴う新たな課題に関し、広く啓発するためには、多様な側面からアウトリーチ活動を行うことが重要であると考え。日本においては、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催している。
42. 情報モラル教育に関する指導資料等や児童生徒向けの啓発資料を活用しながら、教職員等を対象とした情報モラル教育セミナー等を開催し、情報モラル教育の全国への普及を図っている。
43. 地方自治体及び都道府県警察では、生徒に、児童の性的搾取の現状及びその対策、並びに関連する情報モラルについての講習への参加を促している。また、議論を通じて、生徒自ら児童の性的搾取の被害を防ぐための方策について理解を深めるための研修を実施している。
44. (パラ 4 3, 1 0 8 及び 1 0 9) プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、違法・有害情報相談センターを設置し、インターネット上の違法・有害情報に関して、個人やプロバイダ等から個々の事案への対応について相談を受理している。また、違法・有害情報相談センターが受けた相談のうち、一定のもの（青少年に係る明らかな権利侵害を内容とするもの等）について、協力事業者に対し事案の情報提供を実施している。
45. また、警察庁は、児童ポルノのブロッキングを行っているインターネット団体及びSNS事業者で構成する「青少年ネット利用環境整備協議会」の活動を支援しているほか、同協議会に参加していない事業者に対して自主的な被害防止対策の強化に向けた働きかけを実施している。警察庁に委託されたインターネット・ホットラインセンターにおいて、児童ポルノ公然陳列に係る通報件数は、警察への通報が 120 件（平成 30 年上半

期), 国内の ISP 等への通報が 76 件 (平成 30 年上半期), INHOPE への通報が 1,156 件 (平成 30 年上半期) であった。

46. (パラ 5 7) 児童の性的搾取等事犯に対しては, 手段としてインターネットを用いるか, 用いないかに関わらず, 厳正な取締りが重要である。したがって, 警察庁では, インターネットを用いた犯罪の取締りも行っており, インターネット上で児童ポルノ DVD を約 7 千人 (約 1 7 万枚) に販売していた者を検挙するとともに, これを購入していた者を全国の警察が協力して順次検挙した。この事件を端緒に, 児童を性的に搾取していた購入者の検挙及び児童の保護を行った。取締りを徹底した結果, 潜在的な被害児童の保護を推進し, 親族の児童に対して長期間性的虐待を行っていた者を検挙する等, 効果を上げている。
47. (パラ 7 0 ~ 7 3) 児童に対して意識啓発を促し, 児童の性的搾取の被害防止を図ることも同時に重要である。警察庁は, 「自撮り」の手口を解説した動画及び漫画を作成し, 動画については, 警察庁のウェブサイトに掲載するとともに, 漫画については, 児童や保護者に配布し, その被害防止を図っている。
48. (パラ 1 0 2, 1 0 3) 児童の心理的負担の一層の軽減及び児童から聞き取った内容の信用性の確保のため, 児童相談所, 警察及び検察の連携を強化し, 3 機関を代表した者 1 名による協同面接の実施を含め, 児童の特性を踏まえた面接・聴取方法等について 3 機関で協議・実施する取組を実施している。
49. (パラ 1 1 9) 児童の性的搾取等の文脈においては, 国際的に協調することが重要であると考え。 「オンラインの児童性的搾取撲滅のための WePROTECT 世界連携」に国家公安委員会委員長を主務大臣として積極的に参画しており, 世界各国との情報交換を促進するなどして国際的な連携を強化するとともに, 平成 30 年 2 月にストックホルムで開催された「子どものためのアジェンダ 2030: 暴力撲滅ソリューションズ・サミット」及びパリで開催された「インターネット・ガバナンス・フォーラム」に参加し, WePROTECT 世界連携が担当するワークショップに参加した。

(了)